

# 医療費が高額になるときは 認定証があれば 窓口負担が軽減できます!!

医療費が高額になるとき自己負担する医療費は、法律により限度額が決められています。医療機関での支払方法は、限度額以上の医療費を一旦支払い、払いすぎた医療費が後で払い戻される方法と、事前に認定証を取得して、限度額までの支払いをする方法と2つあります。入院時の食事代も減額されます。

※限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯)の方のみ



## 福祉



### 児童扶養手当現況届の 受け付けが始まります

児童扶養手当の認定を受けている人は、世帯状況の確認や手当額を決定するため、毎年現況届の提出が必要です。

● 現況届により、8月1日現在の世帯の状況や前年分の所得等を確認し、8月分から翌年7月分までの手当額を決定します。現況届の提出が2年間ない場合は、受給権を失うこととなります。

● 提出先 福祉事務所 ※各支所への提出は受け付けていません

● 現況届の提出期限 8月31日(金)

● 提出先 福祉事務所 ※各支所への提出は受け付けていません

### ● 受給者の方へのお願い

- ① 認定を受けている本人や児童が公的年金を受けるようになった。
  - ② 所得の高い扶養義務者と同居または同居するようになった。
  - ③ 児童が養子縁組をした。
  - ④ 婚姻はしていないが異性と同居している。または定期的な訪問がある(資格喪失となります)。
- ※万が一、届け出が遅れたり、不正な手段で手当を受給した場合は、手当を返還していただくこととなります。十分ご注意ください



問 福祉事務所 ☎57-8509

### 70歳以上(国保・後期高齢)

- 後期高齢者医療費制度の適用者は…
- 住民税が課税世帯の人 (課税所得145万円以上690万円未満の人) …「限度額適用認定証」
  - 住民税が非課税世帯の人 …「限度額適用・標準負担額減額認定証」 ※更新の人は、申請の必要はありません

### 70歳未満(国保)

- 国民健康保険の被保険者は…
- 住民税が課税世帯の人 …「限度額適用認定証」
  - 住民税が非課税世帯の人 …「限度額適用・標準負担額減額認定証」 ※その他社会保険などの被保険者は加入先へ相談してください

## 申請をしなければ、窓口負担が増える可能性があります!

8月から、両制度(国保・後期高齢)とも70歳以上の住民税課税世帯で、課税所得145万円以上690万円未満の人は、申請により、「限度額適用認定証」が発行されます。

申請をしなければ、病院窓口での自己負担額は、右表の住民税課税所得が690万円以上の自己負担限度額になります。

70歳以上	8月からの限度額の一覧	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
	住民税課税所得が690万円以上の方	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1% ※多数回該当…140,100円	
	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1% ※多数回該当…93,000円	
	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% ※多数回該当…44,400円	
	住民税課税所得が145万円未満の方	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 ※多数回該当…44,400円
	住民税非課税世帯	8,000円	*[区分Ⅰ] 15,000円 [区分Ⅱ] 24,600円

\*区分Ⅰ…年金収入80万円以下などの住民税非課税世帯  
区分Ⅱ…住民税非課税世帯

● 国保の人で限度額以上の医療費を支払ったときは…  
払い戻しに該当する世帯には、診療月の2カ月後以降に申請の案内を送付します。申請には領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。

● 後期高齢の人で限度額以上の医療費を支払ったときは…  
高知県後期高齢者医療広域連合より、後日給付されます。口座未登録の方のみ、申請書が送付されますので、市役所へ提出してください。

### 認定証を取得する申請手続きは…

- ✓ 申請場所 市民保険課・各支所  
※国保被保険者は国保税の納付状況により、交付できない場合があります
- ✓ 申請に必要なもの  
①被保険者証・②印鑑・③代理人による申請の場合は代理人の身分証(運転免許証など)

- ✓ 申請した月の初日から有効です  
例えば、7月20日に申請した場合、7月1日分から適用されます。  
※前月から入院していても申請した月以降からしか適用されませんのでご注意ください
- ✓ 有効期限  
翌年度の7月末日(申請月が4月~7月の場合はその年の7月末日)

## CLOSE UP INFORMATION

## 人権

### 全国一斉 「子どもの人権110番」強化週間

学校で「いじめ」を受けて学校に行きたくない、親から虐待されている、でも先生や親には言えない、誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずにお電話ください。お話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。

学校での「いじめ」や家庭内での児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、高知地方事務局と高知県人権擁護委員連合会は、電話相談強化週間をもうけ、「子どもの人権110番」を実施します。児童・生徒のみなさんが安心して相談できるよう、  
● 電話番号はフリーダイヤル  
● 相談無料  
● 秘密厳守  
ですので、学校や家庭、友人関係の悩みごとなど、何でもご相談ください。



- 相談内容  
いじめ、体罰、児童虐待などの子どもをめぐる人権問題など
- 実施期間  
8月29日(水)~9月4日(火)
- 受付期間  
8時30分~19時  
※土・日曜日は10時~17時
- 開催場所  
高知地方事務局 人権擁護課  
※土・日曜日は高松法務局人権擁護課
- 電話番号(フリーダイヤル)  
☎0120-0007-1110  
※IP電話からは接続できません

問 高知地方事務局 人権擁護課 ☎088-822-3503